

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和6年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和6年6月17日（月） 開会：午前9時58分 閉会：午前10時46分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第66号 財産の処分について

議案第68号 筑西市税条例の一部改正について

議案第69号 筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第70号 令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	鈴木 一樹君		
委員	水柿 美幸君	委員	保坂 直樹君	委員	稲川 新二君
委員	小島 信一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	赤城 正徳君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 佐竹 学君

委員長 藤澤 和成

○委員長（藤澤和成君） 定刻ちょっと前ですけれども、そろいましたので、ただいまから総務企画委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、財産処分議案1件、条例議案2件、補正予算議案1件について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行くとされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、企画部です。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第70号につきましては、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、討論、採決いたしますので、よろしくお願いします。

では、初めに企画課から説明を願います。

野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君） 企画課、野口です。着座にて失礼いたします。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目20筑西市誕生20周年記念事業費、説明欄、筑西市誕生20周年記念事業に1,958万3,000円の増額をお願いするものでございます。なお、本事業は、その全額を合併振興基金から充当いたします。

最初に、節12委託料、コラボ事業プロモーション委託料1,911万2,000円につきましては、市内、市外を問わず、20周年記念事業を広く発信するため、大手ゲーム制作会社が手がける有名キャラクターの20周年に合わせたコラボレーション企画を行うものでございます。内容といたしましては、若者を中心に人気の高いゲームキャラクターの筑西市版オリジナルイラストの描き下ろし、フォトパネルの作成、当市のイベントだけで聞くことのできるオリジナル音声の収録等を行いまして、それらを活用して、ちくせい花火大会を軸とした本市の魅力発信プロモーションに活用してまいります。

また、事業効果といたしましては、人気ゲームキャラクターのコラボレーションにより、多くのファンが全国から訪問していただけることが見込まれ、ちくせい花火大会をはじめ、市の魅力PRや交流人口の増加に寄与するものと考えているところでございます。

続きまして、節12委託料、モザイクアート閲覧機能構築委託料47万1,000円につきましては、市内の小中学生及び一般公募による写真、メッセージから作成したモザイクアートをISS（国際宇宙ステーション）に届けることで、子供たちに遠い宇宙について思いをはせていただくとともに、20周年記念として、記憶に残るような事業として、「筑西市こども宇宙プロジェクト」を実施いたします。今回作成するモザイクアートにつきましては、延べ枚数約7,200枚の写真を組み合わせてつくることから、原寸のサイズ、こちらは

A2判のものなのですけれども、こちらでは個々の写真を判断することができない状況になってございます。そのため、写真を提供した方がモザイクアートのどの部分に自分の写真が使われているかをインターネットで検索、閲覧できるサイトを構築するものでございます。

企画課所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、地方創生課から説明を願います。

山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） 地方創生課、山崎と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第70号のうち、地方創生課所管の補正予算につきましてご説明いたします。11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7地方創生費、説明欄、地域おこし協力隊導入事業1,738万1,000円の増額をお願いするものでございます。節7報償費1,171万7,000円は、本年3月、国の地域おこし協力隊推進要綱改正により、財政措置が拡充され、報償費等について、特別交付税措置の上限が引き上げられたことに伴う既存隊員の本年4月分以降の報酬差額分並びに新規隊員採用に伴う活動報酬でございます。また、節18負担金補助及び交付金566万4,000円は、新規隊員の活動費補助金でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今、説明ありました地域おこし協力隊、これだという、こういうことをやっていますということを何か1つか2つ。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

現在、協力隊の活動をしている隊員6名おりまして、各それぞれのミッションでそれぞれの活動をしていただいております。主な隊員ですが、令和2年からお一人、谷島隊員という隊員がいるのですが……

（「もっとちょっと大きい声で、ごめんね、耳遠くなってしまったから」と呼ぶ者あり）

○地方創生課長（山崎君恵君） （続）すみません、はい。自転車を活用した地域活性化ということで…

（「自転車」と呼ぶ者あり）

○地方創生課長（山崎君恵君） （続）自転車です、はい。サイクリングロードのマップの作成とか、サイクリングツアーとかを個人でやっていただいて、あとはサイクリングをしていただいて、市のいいところが見つかったときには、それをSNSとかでアップしていただいて、PRしていただくような活動をしていただいております。

（「主にどの辺回っていますか、自転車」と呼ぶ者あり）

○地方創生課長（山崎君恵君） 自転車、もちろん市内全体を回っていただくということと、あとは新しいそのサイクリングロードを探していただくというような活動をしていただいております。

○委員（榎戸甲子夫君） 了解。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

○委員（榎戸甲子夫君） はい。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。

私の認識では、この地域おこし協力隊の費用は国から全額補助かなと思っていたのですが、この一般財源からの出ることについてちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

こちらは、地域おこし協力隊の予算なのですが、活動に関することは全額国の特別交付税措置されますので、予算の明細書上は一般財源のように記載されていると思うのですが、後からまとめて国のほうに申請して入ってくるという形になっております。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） こちらから申請してお金をいただくというか、費用をいただくという形なのか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（水柿美幸君） （続）そのタイミングって1年後とかなのですか。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長、答弁願います。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

その処理につきましては、私どもでやるのではなくて、財務部のほうでやっていただいておりますので、申し訳ありません。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） はい、分かりました。

それから、先ほど6名隊員さんがいらっしゃるということでしたが、1人は今、谷島さんという方を説明いただいたのですけれども、あとの5名の方が任期が何年までなのかも含めてちょっとご紹介いただけたらありがたいなと思います。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

谷島隊員が今申し上げた隊員と、あと高橋隊員と石井隊員という方がいるのですが、任期は谷島隊員と高橋隊員に関しましては今年度いっぱい令和7年3月31日までとなっております。石井隊員に関しましては、令和7年10月31日までとなっております。ほか3名に関しましては、今年度、令和6年4月1日採用でしたので、任期は最長3年ですので、令和9年3月31日までの任期となっております。

各それぞれの活動の内容なのですが、谷島隊員は自転車を活用した地域活性化、高橋隊員に関しましては、廃棄される梨とかを利用して特産品の開発、それを利用したものをつくっていただいて、それをPRすることで地域活性化ということに取り組んでいただいております。石井隊員に関しましては、郷土愛の

醸成による地域活性化ということで、史跡等やイベントをVR等による記録とか、そういうのをやっていただいているとともに、「ちくせい若者まちづくり会議」、そちらのファシリテーターもやっていただいております。飯尾隊員、今年度4月から着任された飯尾隊員に関しましては、移住コンシェルジュという立場でこれから活動していただくような形になります。あと2人、宮本隊員と鳴嶋隊員という方なのですが、産業戦略課のほうで地域製品の活性化ということで活動をしていただく予定になっております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、以上で質疑を終了いたします。

それでは、執行部を入れ替えますので、企画部の皆さん、お疲れさまでした。

〔企画部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第66号「財産の処分について」を審査願います。

管財課から説明を願います。

坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第66号「財産の処分について」、ご説明いたします。筑西市下館北中学校の閉校に伴い、財産を処分することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、処分する財産、旧筑西市立下館北中学校用地、旧筑西市立下館北中学校建物。2、売却価格、金3億5,568万円。3、契約の相手方、東京都新宿区四谷1丁目10番地、ブレーンバンク株式会社、代表取締役、植野治彦でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 2点。

まず、ブレーンバンクさんの説明、もうちょっと詳しく、どういった会社で、これまでどういう業績があったかというのを何か資料でもあれば一番いいのですけれども、それをちょっとお願いします。

それと2つ目は、この金額、3億五千五百何がし、この中で土地と建物って別々に評価したものがあるのか、ないのか。もしあれば、建物よりここの土地をどのくらいの価格で評価したのか、もし資料があれば、それを教えていただきたい。

その2点です。

○委員長（藤澤和成君） 以上、2点ね。

では、坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

ブレーンバンク株式会社は、大手予備校でございます四谷学院が運営しており、定員1万名の生徒数を確保できることや、50年間黒字経営で負債がありません。学習の指導においては、科目別にやることを55段階に分けまして、スモールステップで学力をつけていくことをやったり、個別指導やノウハウを持って、生徒から確実に学力をつけていくことになっております。また、今回のブレーンバンク株式会社につきましては、学校法人を介して通信制高校を運営するのが今回の初めての事業でございまして、これが新しくモデルケースとして発展していくものと思われまます。

次に、評価額につきましてですが、土地のほうで申し上げます。1億2,820万円、建物価格につきましては2億2,748万円、合計加えまして3億5,568万円という価格の内容になっております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） あそこのブレーンバンクさんが中小学校で展開しようとしているのは、通信制高校……

（「北中です」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） （続）ああ、下館北中学校、ごめんなさい。下館北中学校でやっているのは、通信制高校を予定しているのだらうと思うのですが、企画の中では何人くらいの子供さんを面倒見ようとしているのか。そして、あそこにやっぱり通学してほしいですよね。本当であれば。やっぱり人が来ることが一番いいことなので、どうなのでしょう。その辺の試算というか、この案を反対しているわけではなくて、大歓迎なので、ちょっと様子を聞きたいのですが、どのくらいの方が来るような企画になっているのか、その辺まであるのかどうか、無理して、なければそれはいいのですけれども。

○委員長（藤澤和成君） では、坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

定員につきましては、先ほどの1万名として認可申請予定でございます。内容といたしましては、下館北中学校を本校といたしまして、先ほど通信制教育を初めてと申し上げましたが、本校として主にスクーリングの2年次の生徒が4泊5日のスクーリングとして来校されます。内容といたしましては、年間4,000名を予測しております。1回のスクーリングで約80名から120名、大体今100名と換算いたしまして、それが4泊5日で来られるという形で、年間40週、4,000名という形で、今のところは4,000名という形でやりますが、規模拡大していくような形で1万名を目指しているということを聞いております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員、いいですか。

○委員（小島信一君） いいでしょう。

○委員長（藤澤和成君） そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 稲川委員戻るまで、ちょっと待ってください。

では、稲川委員戻るまでまだ質疑がありましたら、赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この宅地とか、分筆予定というのは、なぜこれは分筆しなくてはならないのだ。

全部宅地とか、山林とか、土地全体で1億1,820万円という、なぜこの備考欄に分筆と書いてあるが、分筆予定と。

○委員長（藤澤和成君） では、坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

こちらにある地目につきましては、現在登記しているものでございます。学校を売るときにはやっぱり一体型の敷地として、合筆として今、登記のほうに上げておりますので、実際に今度は登記するときには、ちょっと道路のところは除いたりしますけれども、いい形で渡したいと思っておりますので、そういうことでございます。

以上でございます。

（「ああ、そうか。はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） いいですか。

○委員（赤城正徳君） はい。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

では、鈴木副委員長。

○委員（鈴木一樹君） ご説明ありがとうございます。すみません。1点だけお伺いいたします。

以前の全員協議会での説明の際に、国に返すお金が出てくるという話がありましたけれども、結局幾らぐらい返す予定なのか、1点だけお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

今回の議決を賜りまして、契約が成立して、そこで正式な契約金額が確定をして、お金が入った上で精算という形になりますので、金額についてはまだ細かいことは決まっておりませんので、よろしく願いいたします。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 何か松岡財務部長、ありますか。いいですか。あれば。

○財務部長（松岡道法君） すみません。補足でご説明させていただきます。

文部科学省、国の補助事業につきましては、有償で譲渡というところになりますと、無償譲渡の場合だと免除とかあるのですが、有償譲渡だと基本的に残存価格に応じて返還が求められます。今、管財課長がご説明しましたとおり、今回ご承認いただいた上で、文部科学省のほうと水面下ではこういう金額でということで、この後のスケジュールがあるものですから、お願いはしてあるのですが、これがご承認いただいた上で、次のステップとして返還金が求められます。返還金が求められた上に、なおかつ今回3億5,568万円という高額な金額なものですから、この返還金と売却額の差額が生じて、市のほうに残金が残るような場合には、それを学校の整備を目的とした基金として積み立てるようなというのが今、文部科学省が考えている財産処分の一応流れになる予定でございます。その辺が返還額等が確定しましたら、返還額そのものも補正予算の議決をお願いするとともに、もし残余価格が出て、市のほうに残金が残るような場合には、基金の条例と基金の積立てというような、そんなストーリーでこの後、文部科学省のご返事次第で議会のほうをお願いすることになっていくかなというふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） いいですか。

○委員（鈴木一樹君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（藤澤和成君） では、少々お待ちください。

（「休憩しよう」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、すみません。ちょっと暫時休憩。

休 憩 午前１０時２１分

再 開 午前１０時２２分

○委員長（藤澤和成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質疑を終結いたします。

議案第66号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

それでは、これより採決をいたします。

議案第66号「財産の処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第68号「筑西市税条例の一部改正について」を審査願います。

市民税課から説明を願います。

岩岡市民税課長。

○市民税課長（岩岡和宏君） 市民税課、岩岡と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第68号「筑西市税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

初めに、今回の改正の理由、概要でございますが、国が掲げる新しい資本主義が目指す民間も公益役割を担う社会の実現に向け、公益信託に関する法律及び関連法の改正が行われたことに伴い、筑西市税条例につきましても、所要の措置を講ずるものでございます。

具体的には、本市の税条例におきまして、寄附金税額控除について規定されております第34条の7を中心に、新しい公益信託制度の下、公益信託の信託財産として抛出された財産、寄附金につきまして控除の対象とするなどの改正を行う内容となっております。

ここで、公益信託制度について簡単に説明させていただきますと、財産を有する者が公益目的のため、その財産を信託会社等に託し、管理、処分させ、その信託会社等の専門性を活用して、公益目的の実現を図るという制度でありまして、公益目的の主なものといたしましては、奨学金の支給や社会福祉、自然環境の保全などがございます。

それでは、すみません。議案書の１ページの中段から下を御覧願います。筑西市税条例の一部を改正する条例、筑西市税条例（平成17年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項各号列記以外の部分中、「若しくは金銭」を削り、同項各号を次のように改める。ここ
でいいます「若しくは金銭」とは、従来公益信託の信託財産とするために支出した金銭として定義されて
おりましたが、このたびの公益信託制度改革におきまして、信託財産につきましては、対象が拡大され、
金銭に限らないとされたこと及び所得税法の改正により、当該信託財産を寄附金とみなすとされたため、
従来の条文の「寄附金若しくは金銭」から「若しくは金銭」という文言のみを削るものでございます。

次に、その下になります。第1号から第4号につきましては、第34条の7第1項条文に規定されてお
ります国や地方公共団体や共同募金、日本赤十字社に対する寄附金以外で、所得税と市県民税の両方から控
除を受けられます特定寄附金と言われているものにつきまして必要な改正を行い、改めて各号の整理を行
うものでございます。

初めに、第1号及び第2号につきましては、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、そ
の他公益の増進に著しく寄与するものとして、法律に基づき設立された法人、団体等に対する寄附金でご
ざいます。筑西市シルバー人材センターや茨城県西部医療機構、また本市内の社会福祉法人などに対する
寄附金でございます。

次の第3号につきましては、所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託に関する法律、改正後の公
益信託に係る寄附金でございます。法改正後の公益信託につきまして、従来の主務官庁の裁量による許可
制度が廃止されまして、公益法人制度と共通の行政庁、これは内閣府又は茨城県ということになりますが、
そちらに一元化されることに伴い、従来の条文にありました「主務官庁の権限に属する事務」に係る文言
を削るなどの改正を行うものでございます。

次の第4号につきましては、租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動を行う特
定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対する寄附金でありまして、その括弧書きにありますように、
その主たる事務所を県内に有する同条に規定する認定特定非営利活動法人等に限るものでございます。認
定特定非営利活動法人といいますのは、茨城県に認定され、税額控除などの優遇措置が受けられるNPO
法人でございます。

すみません。続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。次の第5号及び第6号につきまし
ては、市県民税のみから控除を受けられる寄附金でございます。

第5号につきましては、ただいま説明しました第4号以外の特定非営利活動促進法第2条第2項に規定
するNPO法人に対する寄附金でございます。ちなみに本市に登録されておりますNPO法人につきまし
ては、現在12の法人を把握しているところでございます。

次の第6号につきましては、第1号から第5号以外の寄附金でございます。

最後に、2行飛ばしまして、附則の第1条、施行期日につきましては、公益信託に関する法律（令和6
年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。なお、この法律の公布日につきま
しては、令和6年5月21日でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

それでは、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

それでは、議案第68号について採決をいたします。

議案第68号「筑西市税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、財政課から説明を願います。

大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 財政課の大木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

9ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。初めに、ページの2段目になります。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節18、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金に係る事業の交付金2億7,501万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、ページの一番下の段になります。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のため、3,678万7,000円の増額をお願いするものでございます。

同じくその下、説明欄26、合併振興基金繰入金1,958万3,000円の増額は、筑西市誕生20周年記念事業に基金の充当をお願いするものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目21物価高騰対応重点支援地方創生事業費、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生事業に2億7,501万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年度において新たに住民税非課税又は新たに均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給するもの、併せて当該世帯で扶養されている18歳以下の子供に対して、子供1人当たり5万円を支給するものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、収税課から説明を願います。

古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 収税課、古宇田です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、収税課所管の補正予算について説明いたします。

9ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。ページの2段目になります。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節16デジタル田園都市国家構想交付金、説明欄1、デジタル田園都市国家構想交付金としまして、公金収納支援サービス導入に係る事業の2分の1の交付金を見込むもので、499万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページを御覧ください。3、歳出でございます。ページの2段目になります。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、説明欄、収納徴収事務費としまして、999万円の増額をお願いするものでございます。これは、公金収納支援サービスといたしまして、Web口座振替受付サービスの導入に係るものでございます。このサービスを導入することで、市民が金融機関や市役所などの窓口へ行かずに、ご自宅でスマートフォンやパソコンを使ってインターネット上でいつでも口座振替の申請ができるということで、市民サービスの向上につながるものと考えております。現時点でございますが、茨城県内でも約10自治体の導入が図られておりまして、当市においてもこのサービスを導入し、口座振替を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

収税課所管の説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。これは、口座振替だけが対象なのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） はい、そのとおりでございます。今までは紙の3枚複写の口座振替の依頼書というものが窓口においてありまして、それに代わるものということになってございます。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうですね。口座振替というのを銀行窓口で渡すという作業はなくなっただけという感じなのですか、それともスマートフォンで自分の口座から納めることができるということですか。そのPay Payとか、電子決済を使って。すみません。

○委員長（藤澤和成君） では、古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 今回のWeb口座の申請のサービスですが、あくまでもこれまでは紙の申請書の3枚複写ので、手書きで氏名、住所、口座番号、あとは届出の印鑑とか、ある程度必要なものを記入して、それを金融機関のほうに回して、それで問題なければ口座振替がスタートするというものに代わりまして、今度はご自宅でスマートフォン上で、あとはパソコン上で、その作業をオンラインでできるということでございます。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） よろしいですね。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第69号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について」を審査願

います。

環境課から説明をお願いします。

渡邊環境課長。

○環境課長（渡邊久人君） それでは、環境課から説明いたします。

議案第69号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

今回の改正は、今般宅地造成等規制法が一部改正され、法令名称が「宅地造成等規制法」から「宅地造成及び特定盛土等規制法」へ変更されたことに伴い、同法の引用部分の改正が必要となったため、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第2条第9号の「掲げるもの」、平仮名の「もの」を「掲げる者」、漢字の「者」に改め、第13条第2項第4号の「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査をお願いします。

市民課から説明をお願いします。

今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） 市民課、今井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項欄、窓口キャッシュレス決済導入業務、期間、令和7年度から令和11年度まで。限度額543万3,000円でございます。これは、市民課及び収税課窓口に導入いたしますPOSレジの保守料、キャッシュレス決済端末の使用料、キャッシュレス決済代行手数料に係る経費でございます。POSレジ及びキャッシュレス代行業者につき

ましては、本年８月にプロポーザルにより業者選定を行い、長期継続契約にて契約を進める予定であることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、９ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。款15国庫支出金、項２国庫補助金、目２総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄３、社会保障・税番号制度システム整備費補助金92万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、３、歳出でございます。款２総務費、項３目１戸籍住民基本台帳費、節12委託料、説明欄、戸籍情報総合システム改修事業について、戸籍情報総合システム改修委託料92万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、法改正により、現在戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加するシステム改修を進めているところでございますが、この改修とは別に、戸籍に記載されている方に対し、職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知する機能を整備するためのシステム改修経費でございます。費用につきましては、歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、国から全額措置されるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第70号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第70号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

それでは、ただいまから議案第70号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第１号）」のうち、所管の補正予算について採決をいたします。

議案第70号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第１号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前１０時４６分